

## 林野公共事業における新規採択チェックリスト

平成 年度新規採択チェックリスト  
(森林環境保全整備事業 [国有林])

流域(森林計画区)		都道府県	
森林管理署等		計画期間	～

### I 必須事項

項目	評価の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の適正な維持管理や効率的な林業経営等の観点から、当該事業を必要とすること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等からみて、当該事業の施工が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が 1.0 以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 管理経営の指針に適合していること	国有林野の管理経営の指針及び施業の基準に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	地域における気候、地形、土壤等の自然条件及び機能区分に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

- 注) • 評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。  
 • 項目欄の（ ）には、主として考えられる評価の観点を示している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1)多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を發揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～XⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に發揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				B	森林の多面的機能を十分に發揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立		A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(2)山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与		A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	
				B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
2 効率性	(1)事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減		A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。	
				B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮		A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	
				B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2)地域材の有効利用	地域材利用の計画		A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
				B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
(3) 効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A 地域関係者等からの要望又は同意を得ている。			
			B 地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。			
			C 上記A、B以外である。			
	②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A 高性能林業機械による作業体系が確立している。			
			B 高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。			
			C 上記A、B以外である。			
	③被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A 直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。			
			B 過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。			
			C 事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。			
	④他事業との連携	他事業との連携の計画	A 他事業との連携が図られた計画である。			
			B 他事業と連携について調整中である。			
			C 上記A、B以外である。			
			一 該当しない。			
	⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A 市町村の振興計画等との調整が図られている。			
			B 市町村の振興計画等と調整中である。			
			C 上記A、B以外である。			
			一 該当しない。			

**チェックリストの判定基準**  
(森林環境保全整備事業 [国有林])

**I 必須事項**

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、国有林の地域別の森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効果が十分見込まれること (効率性)	$B/C \geq 1.0$ であること。
4. 管理経営の指針に適合していること	地域管理経営計画及び国有林野施業実施計画に基づいていること。
5. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	整備内容ごとに、次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 森林整備にあっては、機能区分ごとの管理経営の考え方に対して、地形、地質等の自然条件に応じて適地適木、適期作業が行われるとともに、必要に応じて景観に配慮した望ましい施業が計画されていること。</li><li>・ 路網整備にあっては、土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設が計画されていること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の計画がなされていること。</li></ul>

### 3 森林整備事業

#### 平成 年度新規採択チェックリスト (森林環境保全整備事業)

事業名		都道府県名	
地区名		計画作成主体	計画期間 ～

#### I 必須事項

項目	審査の内容	判定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	森林の有する多面的機能の発揮や安定的な林業経営等の観点から、当該事業が必要であること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地利状況等から判断して、当該事業の実施が技術的に可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱、要領等に規定された地区、事業内容、採択基準の要件に適合していること。 採択に係る事業の工期が別に定められた「限度工期」を超えないこと。	<input type="checkbox"/>
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	事業実施主体等の意欲、負担能力から判断して事業の実施が確実であり、実施後の効果の発現が図られること。	<input type="checkbox"/>
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	地域における気候、地形、土壤等の自然条件に応じた森林整備等が図られること。 景観への配慮が図られること。	<input type="checkbox"/>

注)・評価項目を満たしている場合は、□の中に「✓」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。  
・項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
1 有効性	(1)多様な森林づくり	①健全な森林の育成	多面的機能を發揮する健全な森林の育成	A	事業計画区域のⅢ～XⅡ令級の人工林面積に占める間伐計画面積の割合が30%以上でかつ森林の多面的機能を十分に發揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				B	森林の多面的機能を十分に發揮することができる健全な森林を育成する計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	②効率的かつ安定的な林業経営基盤の整備	効率的かつ安定的な林業経営の確立		A	既設の林道や公道等も活用しつつ、林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				B	林道と作業道等の路網が適切に計画されていて、森林整備は路網と適切に連携した計画となっている。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
	(2)山村の活性化	山村の生活基盤の向上への寄与		A	当該計画が、山村地域への定住の促進に寄与する計画である。	
				B	当該計画が、山村の生活基盤の向上に寄与する計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	
2 効率性	(1)事業の経済性・効率性	事業の経済性・効率性の確保とコスト縮減		A	事業の経済性・効率性が確保されているとともに、コストの縮減効果の発現が期待できる計画である。	
				B	事業の経済性・効率性が確保されている計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
3 事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮		A	地域住民や自然環境・景観に関する協議会などの意見を取り入れた、自然環境・景観に配慮した計画である。	
				B	上記A以外の自然環境・景観に配慮した計画である。	
	(2)地域材の有効利用	地域材利用の計画		A	次のいずれかの項目に該当する。 (ア) 地域材を利用した土留工等の設置を計画している。 (イ) 地域材を有効利用した工種・工法の開発、普及、定着を図る計画である。	
				B	上記Aには該当しないが、地域材を利用した計画である。	
				C	上記A、B以外の計画である。	
				—	該当しない。	

評価項目			評価指標	判定基準			評価	
大項目	中項目	小項目		A	B	C		
(3)効果的な事業の推進	①地域関係者の理解	地域関係者の同意又は理解	A	地域関係者等からの要望又は同意を得ている。				
				B 地域関係者等への説明を了している又は同意予定となっている。				
				C 上記A、B以外である。				
	②作業体系の整備	事業実施のための作業体系の整備	A	高性能林業機械による作業体系が確立している。				
				B 高性能林業機械による作業体系の確立に向けて取組がされている。				
				C 上記A、B以外である。				
	③被害地等の早期復旧	森林災害の発生状況	A	直近3ヵ年以内に事業計画区域内で激甚災害に指定された森林災害が発生したことがある。				
				B 過去に事業計画区域内で森林災害が発生したことがある。				
				C 事業計画区域内での森林災害は現在まで発生していない。				
	④他事業との連携	他事業との連携の計画	A	他事業との連携が図られた計画である。				
				B 他事業と連携について調整中である。				
				C 上記A、B以外である。				
				一 該当しない。				
	⑤他計画との関連	関連する計画への位置付け	A	市町村の振興計画等との調整が図られている。				
				B 市町村の振興計画等と調整中である。				
				C 上記A、B以外である。				
				一 該当しない。				

**チェックリストの判定基準**  
**(森林環境保全整備事業)**

**I 必須事項**

評価の内容	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	区域内の森林資源、路網整備の現状及び森林施業の動向からみて、事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること	地域内の自然的条件、地域森林計画等に示す指針及び林道規程等の基準、これまでの施業実績等に照らして、技術的に可能な計画となっていること。
3. 事業による効率性が十分見込まれること (効率性)	$B / C \geq 1.0$ であること。
4. 事業の採択要件を満たしていること	事業実施要綱・要領等に基づく事業内容・規模であり、採択要件に適合していること。 林道整備にあっては、別に定められた「限度工期」を超えないこと。
5. 事業による効果の発現が図られること (有効性)	次の全てに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業実施主体、森林所有者等の意欲が高いこと。</li> <li>・ 関係者の経費負担能力があること。</li> <li>・ 地区内におけるこれまでの森林整備の実績、施設の利用状況からみて、当該事業を実施することによって効果の発現が図られるうこと。</li> </ul>
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	次の事項に該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林整備にあっては、地形、地質等の自然条件に応じた施業であることや必要に応じて景観への配慮が図られること。</li> <li>・ 路網整備等にあっては、①土地の形質の変更を最小限に抑えるとともに、②必要に応じて野生動植物との共存や景観に配慮した施設整備が図られること。また、早期緑化等の取り組み、残土処理場の確保及び保全施設の整備が図られること。</li> </ul>

## 4 水源林造成事業

### 平成 年度新規採択チェックリスト (水源林造成事業)

(都道府県名： )

(地 区 名： )

#### I 必須項目

項 目	審 査 の 内 容	判 定
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源を涵養するため急速かつ計画的に森林の造成を図る観点から、当該事業が必要であること。	<input type="checkbox"/>
2. 技術的可能性が確実であること	地形、地質、地理状況等からみて当該事業の施工が技術的に実現可能であること。	<input type="checkbox"/>
3. 事業による効果が十分見込まれること（効率性）	費用対効果分析の結果が1.0以上であること。	<input type="checkbox"/>
4. 事業の採択要件を満たしていること	国立研究開発法人森林総合研究所業務方法書及び分取造林事業実施要領等に規定された選定基準等に適合していること。	<input type="checkbox"/>
5. 事業の実施が確実に見込めること	造林地所有者の意欲、造林者としての義務を確実に果たす能力等があること。	<input type="checkbox"/>
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	自然環境の保全・形成や景観への配慮の視点からみて、当事業が適当であること。	<input type="checkbox"/>

注) 評価項目を満たしている場合は、□の中に「レ」を記入。また、該当しない項目については、□の中に「-」を記入。

項目欄の( )には、主として考えられる観点を記述している。

## II 優先配慮事項

評価項目			評価指標	判定基準		評価	
大項目	中項目	小項目		A	B		
1 有効性	(1)多様な森林づくり	①健全な森林の育成	森林の多面的機能の発揮	A	ほぼ全ての森林において、針広混交林化等の取り組みがなされ、かつ、水源のかん養、山地災害の防止等の公益的機能の発揮に配慮した計画となっている。		
				B	上記A以外の計画である。		
	(2)自然的条件に適合	計画の自然条件への適合性		A	計画の内容は、地域森林計画、市町村森林整備計画の標準的な方法、時期等を踏まえた計画となっている。		
				B	上記A以外の計画である。		
2 効率性	(1)事業の経済性・効率性		効率的、効果的な計画の確保とコスト縮減	A	適切な手法・工法が確保されているとともにコスト縮減効果の発現が期待できる計画である。		
				B	適切な手法・工法が確保されている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
3 事業の実施環境等	(1)自然環境・景観への配慮	自然環境保全機能の発揮		A	自然環境・景観の保全が求められる地域等であって、自然環境等に対する配慮がなされている計画である。		
				B	上記Aには該当しないが、自然環境・景観に配慮がなされている計画である。		
				C	上記A、B以外の計画である。		
	(2)効果的な事業の推進	他事業との連携の計画性		A	他事業との連携が図られた計画となっている。		
				B	他事業との連携について調整中である。		
				C	上記A、B以外である。		
				一	該当しない。		

**チェックリストの判定基準**  
**(水源林造成事業)**

**I 必須項目**

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること (必要性)	水源涵養機能が低下している土地で造林を実施して、急速に効果を発現させる必要があること。
2. 技術的可能性が確実であること	契約予定地の自然条件、地域森林計画等に示す指針及びこれまでの事業実績等に照らし、技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること（効率性）	$B/C \geq 1.0$
4. 事業の採択要件を満たしていること	<p>次の全てに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1～3号の保安林若しくは同予定地であること。</li> <li>・ 契約予定地の林況が無立木地・散生地・粗悪林相地等であること。</li> <li>・ 権利関係が明確であって立木の担保ができること。</li> <li>・ 一団地の面積が5ha以上であること（併轄管理ができる数個の団地は一団地とみなす）。</li> <li>・ 国土保全上の見地から治山事業の実施によることを適当とする土地でないこと。</li> <li>・ 次のいずれかの箇所に該当すること。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域</li> <li>(イ) ダム等の上流域等</li> </ul> </li> </ul>
5. 事業の実施が確実に見込めること	造林地所有者の意欲が高いこと、造林義務者の労務構成及び林業技術が事業を行う上で十分であること。
6. 自然環境の保全、景観への配慮がなされていること	地域における気候、地形、土壤等の自然条件に応じた森林整備等であることや必要に応じて景観への配慮がなされていること。